

平成二十八年八月八日受領
答弁第四四号

内閣衆質一九一第四四号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出措置入院に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出措置入院に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、まずは御指摘の事件の事実関係をよく精査した上で、平成二十八年七月二十八日に開催された「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」における総理からの指示の下、厚生労働省を中心に関係省庁が連携し、早急に再発防止策の検討を進めていくこととしている。

二について

お尋ねの「相談体制」については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条の規定に基づき都道府県及び政令市に設置されている精神保健福祉センターにおいて、同条第二項第二号の規定による「精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの」の一つとして心の健康相談が行われており、御指摘の「心の傷」は当該心の健康相談の内容に含まれるものである。厚生労働省としては、こうした全国的な相談体制を活用してまいりたい。